

令和4年度芸術文化振興基金助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部地域文化助成課令和4年度芸術文化振興基金助成金交付内定通知書の送付
及び今後の事務手続について

平素より、我が国の文化芸術の振興等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和4年度芸術文化振興基金助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたします。

今後は、「令和4年度助成金事務手続の手引」に従って所定の期限までに必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

- ★「令和4年度助成金事務手続の手引」、「助成金交付申請書」ほか各様式
事務手続きの手引・各様式は前年度のものから変更がありますので、必ず令和4年度用のものをダウンロードしてご確認ください。

【ダウンロードサイト】

芸術文化振興基金トップページ > 助成対象活動について >

【内定された方】地域の文化振興等の活動 > 申請書類・報告書類

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/29445.html>

- ★ 内定者向け「事務手続相談」について

事務手続に関する相談は、**【事務手続相談申込フォーム】**よりお申し込みください。

4月中旬以降、順次担当より連絡させていただきます。

【相談方法】 電話・メール

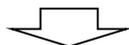
【相談内容】 ・ 交付申請書の記入方法 ・ 助成対象活動実施における疑問点
・ 助成対象活動完了後に提出していただく実績報告書の記入方法 等

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部地域文化助成課 地域文化第1・3係 〒102-0092 東京都千代田区隼町 2-13 US 半蔵門ビル 8階 受付時間：午前10時～午後6時（土日祝日を除く）		
電 話	文化会館公演	03-5213-4169
	美術館等展示・美術の創造普及活動	03-5213-4174、4175
	アマチュア等の文化団体活動	03-5213-4164、4167
	文化財関係活動	03-5213-4172
FAX	全分野共通	03-3511-3454

～ 助成金交付内定通知書を受け取ったら ～
活動開始前までの事務手続き

- ① 助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

「助成金事務手続の手引」を[ウェブサイト](#)よりダウンロードし、必要な事務手続きについて確認してください。



- ② 助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合、所定の期限までに助成金交付申請書を当振興会に提出してください。（「助成金事務手続の手引」P. 2～3）

【助成金交付申請書 提出期限・提出方法】

令和4年6月1日（水）までに下記の方法にてご提出ください。

※6月1日以前に開始する活動については、活動開始前まで（可能な限り速やかに）にご提出ください。

※応募時に提出された要望書の内容から、実施場所や実施日時に変更がある場合には必ずご連絡ください。

- ① 書類様式データ等（様式は令和4年度用のものをダウンロードしてご利用ください。）

[助成金交付申請書提出用フォーム](#)を通じてご提出ください。

※ フォームへは、[芸術文化振興基金ウェブサイト](#)のダウンロードサイトから到達できます。

芸術文化振興基金トップ > 【内定された方】地域の文化振興等の活動 > 申請書類・報告書類にリンクを設けています。

※ 応募時の電子申請サイトとは異なりますのでご注意ください。

- ② チラシ・プログラム等の紙媒体 →以下の提出先へご郵送ください。

〒102-0092 東京都千代田区隼町 2-13 US 半蔵門ビル 8階

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 地域文化助成課

※ 審査の過程において、助成対象経費に助成対象ではない経費が含まれている場合等は、助成金交付要望書の内容に修正等を加えております。修正等を加えた助成金交付要望書の写しを同封しておりますので、助成金交付申請書の提出に当たっては、修正内容を反映した上で当振興会に提出してください（助成金交付要望書に修正がなかった場合でも要望書の写しを同封しております。）。

※ 提出された助成金交付申請書は、内容を審査し、より詳細な記載を求めるなど見直しが必要な場合がありますので、あらかじめ、ご承知おきください。要望書から活動内容に大幅な変更がある場合には、内定の助成金額から変更となる場合があります。



- ③ 提出された助成金交付申請書の内容を当振興会において審査し、助成金を交付すべきと認められた時は、助成金交付決定通知書をお送りします。

※交付決定の日付にかかわらず、令和4年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

★活動を中止するなどにより要望を取り下げの場合はお早めにご連絡ください。